

賛助会員規程

改定2015年11月13日

改定2018年 3月16日

第1条 公益財団法人日本交通公社（以下「この法人」という。）定款第38条の賛助会員（以下「会員」という。）については、この規程の定めるところによる。

（会 員）

第2条 会員は、この法人の事業趣旨に賛同し、会費を拠出した者とする。

（入 会）

第3条 会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し申し込むものとする。

（退 会）

第4条 会員を退会しようとする者は、任意に退会できるが、所定の退会届、または適宜用紙にて退会届を提出しなければならない。

2. 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（会 費）

第5条 会費は、年額1口5万円とする。

（会費の用途）

第6条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（便 宜）

第7条 会員は、この法人の活動に関して次の便宜を受けることができる。

- 1 この法人が発行する機関誌「観光文化」等の無料配付
- 2 観光・旅行に関する情報及び調査研修成果の提供
- 3 この法人が主催するシンポジウム、各種セミナー等の優待

（改 廃）

第8条

本規程の改廃は、理事会の決議による。

（ 事 務 局 ）

第9条 会員に関する事務は、総務部において行う。

付 則

この規程は、2018年3月16日から施行することとし、2015年11月13日から施行の賛助会員規程は本規程の施行をもって廃止する。